

平成28年度 第5回政策推進会議報告

日 時 6月20日 9時30分～11時15分

場 所 4-1会議室

出席者 22人

1 「第10次尼崎市交通安全計画」の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

危機管理安全局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 昨年度は死亡事故が多かったため、そういう意味でも今年は特に気合の入った計画策定になるかと思う。

死亡した16人を個々に見ると、一番多いケースは枝道から一旦停止せずに幹線道路へ出た自転車が大きいトラックに巻き込まれるケース等である。

(市長) 無理に横断をするようなケースか。

無理な横断や、一旦停止せずに飛び出て巻き込まれる方が多い。

(市長) 交通マナーを徹底していく必要がある。

2 「(仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進条例」の制定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

危機管理安全局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 少し先の話になるが、この条例に基づき推進計画を作成され、魅力の増進と課題への対応がしっかり進んでいるかどうかのPDCAが大事である。ここまでは、プロジェクトチームという形で進めてきているが、プロジェクトチームは期間限定的に集中して取り組んでいくイメージがあるので、PDCAを回していくためには内部に常設タイプの組織が必要だと感じる。今回は、審議会は置かずに進めることとなっているが、外部評価の仕組みを恒常的にどうするか。

計画を作っていく際には、これからまだ時間があるため学識経験者等にご意見をいただくことはできるが、常設的な組織としては、現在のプロジェクトチームは4局にまたがって議論しているため、それをどうしていくかというところである。

(岩田副市長) 例えば本部組織を設けて、その中で外部の方に来ていただくという手もある。

(市長) 現在もプロジェクトチームに、企業の方や警察、兵庫県の方の方がゲストで来てもらっているケースもあり、プロジェクトチーム自体が審議会に近い、内部・外部合同という良い形になっている。そういう意味ではもう一つ組織を作る必要なく、今の形をきちんと位置付けることで良いのでは。

3 平成 28 年度の特定個人情報保護評価の実施にかかる「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

総務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 評価書を公表することとは別で危機管理の研修等、私たちが繰り返し勉強する取組が必要である。形式的な取組になりがちであるが、実質的な取組になるように進めていく必要があると感じている。

4 第 3 次尼崎市男女共同参画計画の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

市民協働局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) この計画は本部組織を立ち上げており、非常に多岐に渡る評価シートを書いてもらっている。審議会では意識改革や防災における男女共同参画の決定をというご意見をよくいただき。今回、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画を兼ねようと進めており、女性の経済状況や就労状況に関する指標を意識的に置いてはどうか。また、子どもの部門として待機児童の状況やそういったことが就労にどう影響するか等の分析を行い、審議会のメンバーの方に見ていただく形をとれると良いのでは。局またぎの取組となるが、よろしく願いしたい。

5 (仮称)尼崎市自治のまちづくり条例(骨子素案)に対する市民意見公募手続の実施について

市民協働局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

(市長) 骨子素案としているが、ほぼこれが現時点での条例案そのものであるとご理解いただきたい。政策調整部会等でも何度か議論を行ってきたが、これから議会での審議やパブリックコメントも実施していくため、9月に向けてもう少し動きがある可能性もある。今回の議会でも質問があったが、行政の取組や取組姿勢、職員の行動規範にも踏み込んでいる点が少し特徴的な骨子案となっており、そういう意味で、私たち一人一人に深く関わる条例となっているため、しっかりご覧いただきたい。

- ・条例の対象は定義に記載のとおり、市内在住もしくは本市に通勤、通学している方であるが、住民投票は選挙権を有している必要があるため、外国人の方は除くという理解で良いか。その通りである。もちろん子どもも除くものである。
- ・議会基本条例は同時に示すことになっていなかったと思うが、それで間違いはないか。議会のあり方検討委員会において議会基本条例を検討するにあたり、同時に策定する必要があるか出発点の段階で議論になったが、それぞれ独立した形で定めていくため、必ずしも同時に策定しなければならないものではない。一方で、同時にあげていく可能性も議会の中で議論しているところである。

(市長) 議会のほうが早く策定する分には、こちらが引用した形になるため構わないが、引用されるものが後で公表されるのは美しい形ではないのでは。同時である必要がないというの

は、理屈上その通りであるが、議会基本条例よりこの条例を先に公表する可能性があり、そうすると違和感を感じる。

- ・同時か別になるのでは9月の議案上程に大きな影響があるのではないか。
- ・先日の一般質問において、この条例は他の条例に影響するものではないとの答弁があったが、その旨の記載はしないのか。

条例とはそういうものであるため、特段記載するつもりはないが、パブコメでそのようなご意見が出てきた場合には、検討の可能性もある。

(市長) 法に基づいて実施されていることについては、法が優先であるということはあえて記載する必要はないルールだが、産業基本条例など市民の責務を定めている条例もいくつかあり、市民の定義も定めている。それぞれの条例であまりにもばらつきが出るのは良くないため、内容を確認する必要がある。他条例との内容確認については、各局からも意見が出ており、定義等は機械的に確認を行い、違う点は認識を持っておかなければならない。

それぞれの条例で驚くほどの大きなずれは無いが、条例の中で定めている定義はその条例の中のものであるため、仮に他条例との定義が違っていても、条例ごとの定義であるという理屈で法制上の問題はない。

6 尼崎市子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画の策定に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について

こども青少年本部事務局長から資料に基づき報告。(以下、質疑等)

- ・記載されているもののうち、施設の設置及び管理に関する条例が必要な公の施設になるであろう施設は青少年センターのみか。事務所部分もあるのか。公の施設部分に対しては施設整備の際に、面積が減少するならば交付税措置のある公共施設最適化債を活用することができる。また、青少年センターが移転する時期は現時点でいつか。

記載されているもののみかどうか、現時点では決まっていない。また、子どもの育ち支援センターのオープンは平成31年度の予定であり、青少年センター機能の一部が移転するであろう場所は学生会館である。それ以外にも合体する地区会館等を含め、色々な場所で青少年センターが今まで担ってきた青少年に対する支援機能をどのくらい担っていくことができるか検討を進めるが、青少年センターが無くなったのではないかと誤解を与えることがないように整理していかなければならない。

- ・現在の青少年センターが無くなるという前提でいくと、その跡地は立花複合施設の候補地にもなる。年次計画では立花複合施設は平成33年度にオープンで最後に取り掛かる複合施設としており、平成32年度に工事着手できると良いと考えている。

(市長) 今のとおり進めばうまくはまることとなる。

一番懸念している事項として体育館機能がある。利用者も多く、体育館まで含めて青少年センターだと思っている人も多い。また、地域で地区体育館や学校開放をお願いして、実際に利用できるのか心配である。

(市長) 体育館の利用実態について早めに拾わなければならない。施設は引っ越さなくても、今ある必要な機能については、どこかで継続できるよう段取りしなければならない。

(市長) 2 所化とタイミングを合わせて機能を再整理しなければいけないというのは大問題である。

もう一点懸念としては、国の動きとして児童相談所を中核市に渡そうとする動きがあり、現在は努力義務で留まっているが、中核市に下りてくるような方向である。そうなった際に、今検討を進めている子どもの育ち支援センターそのものが児童相談所にはならないと感じている。児童相談所は一時保護所を整備する必要や、他にスペース不足の問題もあり、そのあたりも視野に入れながら今の検討を進めていかなければならない。さらに平成 29 年度に設計、平成 30 年度に工事、平成 31 年度にオープン予定というおおまかなスケジュールで、あまり検討する時間が無いが、将来的なことも考えていかなければならない。

(市長) 今は受け入れるつもりはないが、児童相談所を強制的に中核市の業務と定められた場合、このセンターが児童相談所機能を担うことができるよう、考えなければいけないということか、それとも現時点で既にここでは担えないということか。

子どもの育ち支援センターで児童相談所機能も担うのであれば、スペース的な問題でグラウンドも活用して新たに一時保護施設を作る等検討しなければならない。今回の機能と児童相談所の機能で一番違う点は領域で、障害者機能である。現在検討している中にその機能は含まれていないが、児童相談所は障害者関係の業務が約 6 割を占めることとなる。そのため、分けて検討したほうが良いと思う。

(市長) これについては、別途本部で関連局を集めて議論していきたい。

・用途地域の関係があるため、先日建築審査会をクリアしているが、基本的には市役所の事務所機能を入れるという観点でクリアしており、これから色々な用途を検討していく中で、青少年センターにしても、児童相談所にしても、そのまま入れることができるのか。

(市長) 青少年センターの使い方であれば、市役所施設と言っても良いのか。

・あくまでも事務所で市庁舎としてクリアしているため、公の施設が入るという前提になっていない。

(市長) 現在の青少年センターも児童課や青少年課が入っており、市役所の庁舎となっているのでは。

・現在の青少年センターは事務所と公の施設が合体したものとなっている。

(市長) 建築審査会をクリアしたというのはどのくらいのレベルでクリアしたということになるのか。トマスの個別の建物ではなく跡地全体に関するものか。

・その通りである。

(村山副市長) 今、青少年センターと子どもの育ち支援センターを別の物として話をしており、その議論もあると思うが、青少年センターが変わって子どもの育ち支援センターの中の部分という考え方もあり、そうしなければ、健全な子どもとそうでない子どもという分け方はいかなるものか。子ども全体で捉え、青少年センターで従来取り組んでいたものは地域も旧聖トマス含めて、こういう形に整理したという見せ方をする必要はある。その際に、当然事務所機能もあり、そうでない機能もあるという表現で良いのではないか。

2 号館は事務室的な部屋ばかりで、体育館や現在の青少年センターのロビーで行っているような事業がどうなるかという話が多くなると考えられ、どこまでを子どもの育ち支援センターに盛り込むことができるのか難しい点である。

(村山副市長) 青少年センターが新たにどこかにできるという考え方よりも、子どもの育ち支援センターの中にも青少年センターの一部が入ったという形で打ち出したほうが良いのではないか。

その方向で検討しているが、何があるとそう見えるか非常に難しい。

(村山副市長) 全市的な施設という考え方を打ち出していないと、全市的な施設と言いながらも地域の子どもたちしかカバーできていないように見えてしまう。できるだけ子どもたちの近いところで青少年施策が行われていることを見せていかなければならない。施設そのものは、どこかの中に入り込み、姿形は見えなくても、対象とする子どもは今よりも圧倒的に多い。

(市長) イメージ的には、建築審査会を困らせる使い方はならないか。

(村山副市長) 建築審査会はクリアしている。

(市長) あまり今とかけ離れた使い方になってはいはいけない。

7 その他

- ・企画財政局長から、尼崎市市制 100 周年記念 第 3 回尼崎ボウルについて説明。
- ・経済環境局長から、2016 たそがれクリーンキャンペーンについて説明。
- ・経済環境局長から、尼崎市市制 100 周年記念フォーラム「起業」から関西の経済再生を考えるについて説明。

以 上